

No.321

2018

5/23



# はちおうじ

JR東労組  
八王子地本  
八王子地本  
ホームページ  
「東労組八王子」で検索



## 「乗務員勤務制度の見直しについて」その① 説明申し入れを行なう!!

JR東労組は5月17日、本社より「乗務員勤務制度の見直しについて」提案を受けて以降、各分会で議論を創り出しています。会社は26年間運用してきた制度を見直す目的として「多様な働き方と効率性」の実現を図り、業務改革や生産性の向上をもとに人口減少に伴う急速な社会・経済構造の変化等に対応していく事、としています。しかし、示された内容は現実感に薄く、乗務労働・人間労働の特殊性が軽視されている事から、安全や働きがいの低下が懸念されます。よって会社が示した「多様な働き方」「効率性の更なる追求」「働きがいの創出」、そして、賃金制度の改正も含めた見直しのスケジュールなど、現行不明瞭な点について内容を鮮明にさせるべく、充実した労使議論を行なう必要があります。JR東労組は、現行の新たな乗務員勤務制度の改正の焦点であった「効率性と働きやすさ」の精神を基礎に「安全・健康・ゆとり・働きがい」が確保され、組合員の納得感が醸成でき得る制度を目指し、5月22日、下記のとおり申し入れました。(全38項目)

### 説明申し入れその①

#### 【概要について】

1. 現行の乗務員勤務制度における課題を明らかにすること。また、見直しを実施する根拠を示し改正の焦点を明らかにすること。
2. 乗務労働の特殊性についての会社の認識を明らかにすること。
3. 新幹線職場への適用の考えを明らかにすること。また、会社が考える乗務員の将来像及び、輸送サービススタッフの考えを明らかにすること。
4. 短時間行路を全乗務員職場に導入し、「多様な働き方と効率性」を実現できる根拠を明らかにすること。また、運用以降の安全や働きがいの向上についての考えを明らかにすること。
5. 「育児介護行路」「育児介護勤務適用者用の行路」「短時間行路」「短時間の乗務」及び「定期列車に短時間乗務」「指定された短時間行路に乗務」と異なる表現をする根拠を明らかにすること。
6. 乗務可能とする職名を明らかにすること。また、本体エルダー乗務員への適用の考えを明らかにすること。
7. 短時間行路の運用以降に伴う、標準数と現在員数の考えを示すこと。
8. 就業規則等の改正について示された項目以外の改正の有無について明らかにすること。



# 説明交渉を全分会から創り出そう!